

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当技幹	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村	山口	志村	起案	23・10・20
						決裁	23・10・21
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 3 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 23 年 10 月 20 日 (木) 午前 10 時 分 ~ 午前 11 時 30 分	
開催場所	西庁舎 3 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	
	市民自治振興課主任主事(市民活動支援担当)	こども育成課課長補佐(こども育成担当)
	高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)	財産管理課主事(財産管理担当)
	生涯学習課課長補佐(生涯学習担当)	北公民館長
	事務局	公共施設再配置推進課課長補佐(公共施設再配置推進担当) 公共施設再配置推進課施設保全調整担当技幹
議 題	1 無償譲渡の対象とする財産及び開放型自治会館への誘導策(案)について	
	2 その他	
配付資料	資料 1 関係課の意見一覧	
会 議 結 果		
<p>① 開放型自治会館の定義がはっきりしない。 ⇒ 開放のための標準的ルール作りなども含め、このワーキンググループで、今後詰めていくことになるが、ワーキンググループのメンバーが共通認識を持って同じ方向を向かないと、ルール作りができない。今回まではそのための開催であり、次回以降具体的な話の検討に入りたい。</p> <p>② 自治会館が公民館や児童館と同じ機能を果たすのは荷が重いのではないか。 ⇒ 同じ機能を果たしてほしいとは思っていない。それでは自治会の負担が重くなりすぎる。</p> <p>③ 公民館の施設や設備は、それぞれの館で異なる。一律のメニューで児童館や老人いこいの家の機能補完をするのではなく、館の実情に応じた方法となるだろう。あるいは、児童館の職員が公民館に移っても、元の児童館を自治会が使っている場合は、自治会の要請に応じて職員が出向くなども選択肢になりえるのではないか。</p> <p>④ 公民館を減免利用できるような団体が、開放型自治会館を使う場合、使用料はどうなるのか。 ⇒ 市としてバックアップしなければならないが、西公民館が新たな施設となり、民営となった場合も同じことを考えなければいけない。このワーキンググループの役割ではないが、使用料制度については、全面的に見直すことも考えられる。</p> <p>⑤ 曾屋ふれあい会館は、開放型自治会館をどうするのかや、市史編さん室の移転が具体的にならなければならない、廃止できないのではないか。 ⇒ 平成 25 年度の閉館に向けて間に合うように進めていきたいが、閉館する第一の理由は、耐震性の不足である。それを承知して使い続け、応急的な補強はしてあっても、万が一のことがあれば、市の不作為となる。予定どおり閉館にすべきである。また、各担当課では、必要な予算を平成 24 年度に計上できるように検討を進めてほしい。機会を逃せば、一年先送りになってしまう。</p>		

⑥ 公民館運営協議会への説明の機会を設けてもらえないか。
⇒ 出前講座を行っているので、いつでも申し出てほしい。

備考